様式第７号

記入見本

互助会受付印

専務	局長	次長

※貸付番号	※貸付年月日	※完済時所属コード

（※は、互助会で記載）

一般貸付申込書

提出日

一般財団法人岐阜県教職員互助会理事長　様

令和　○年　○月　○日

氏　名　岐　阜　太　郎　㊞

私は、一般財団法人岐阜県教職員互助会現職互助事業規程及び細則に同意の上、下記のように貸付の申込をします。

＜貸付申込金額等＞

貸付区分（○で囲む）	新　規	借　換　借受年月 ＿＿年＿＿月＊償還年数２年(24回)経過後	
貸付種類（○で囲む）	生活資金貸付	目的別資金貸付使途（要別記付属資料添付） 車購入資金　教育資金　結婚資金　災害資金	※確認
申込金額（頭部空欄がある場合は¥記載）	百万 十万 万 千 百 十 円 ¥ 8 0 0 0 0 0	※未償還元金 ＿,＿,＿円 ※振込金額 ＿,＿,＿円	
（本人名義）振込先金融機関 普通預金	銀行・信金　○○　信組・農協　△△ 金融機関番号 0123　店番 001　口座番号（右づめ） 1234567	本店　支店・出張所 フリガナ ギフ タロウ 氏名 岐阜太郎	
給料月額	総支給額　300,000 円　（10分の３　90,000 円）		※確認

債務状況	借入機関	件数（該当の無い場合は０を記載）	当初借入額	毎月の返済額
	共済組合	0	万円	,　円
	その他	1	500 万円	50,000 円
	当互助会既貸付	0	万円	,000 円
	今回貸付申込	1	80 万円	17,000 円
	合　計	2	580 万円	67,000 円

＜勤務先等＞

所属コード	0 3 0 1 0 0	勤務先所在地	〒 500-8732 岐阜市柳ケ瀬通６－１４ ℡（ 058 ）262 - 4674
職員番号(会員番号)右づめ	4 1 1 1 3	所属名	岐阜市立　○　○　小学校
入会年月	昭和 平成 令和　○○年○月	生年月日	昭和 平成　○○ 年 ○○ 月 ○○ 日　（満△△歳）

＜所属長証明書＞

上記記載事項は、事実に相違ないことを証明します。

令和　○○ 年 ○ 月 ○ 日　　所属名　岐阜市立　○　○　小学校

所属長名　○　○　○　○　㊞

注意事項　①本様式は原本を使用し、申込人は申込書・証書とも自書すること。
②所属長の印章は、公印とすること。
③申込金額の訂正はできません。

様式第７号―２

一般貸付借用証書

収入印紙
50万円以下　4百円
100万円以下1千円
200万円以下2千円
（借受人の割印）

金額（頭部空欄がある場合は¥記載）	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	8	0	0	0	0	0

割印

記載年月日	令和　○ 年　○ 月　○ 日			
借受人	所属名	岐阜市立　○　○　小学校		
	職名	教　諭	氏名	岐阜　太郎　㊞
	現住所	〒 500 － 8720 岐阜市○○○町△△―○ 電話番号（ 058 ） ○○○ － ×××× 携　帯（ 090 ） ×××× － ○○○○	（返金中に変更がある場合は、必ずご連絡ください）	

私は、下記の目的をふまえ、一般財団法人岐阜県教職員互助会現職互助事業規程及び下記の条件を同意の上、上記金額を借用いたします。署名の上、借用証書を差し入れます。

記

＜貸付事業の目的＞

この貸付事業は、一般財団法人岐阜県教職員互助会現職会員の掛金を元にして、お互いの生活に潤いを生み出すことや、生活の支えとなることを目的とし、もって岐阜県教育の発展に資することを願って、展開されている事業である。

＜一般貸付の条件＞

1　貸付金額は、別表１により選択し、最高額は目的別各２００万円とする。
利息は月利とし、上限年利率２．４％とする（月利率０．２％）。ただし、特例基準割合が年利２．４％を下回る場合は、別紙の利息とする。

2　貸し付けを受ける者は、次の６項目を遵守するものとする。

① 借受人は、「一般貸付申込書（様式第７号）」に「所属長の証明」を受けることを必要とする。

② 貸付金及び利息は、別表により、最終回の償還額を除き元利均等で、貸付日の翌月より教職員事務センター口座振替日、または集金分締切日までに償還する。

③ 借受人が退会する場合は、その旨をすみやかに一般財団法人岐阜県教職員互助会まで連絡し、未償還金を一括償還する。また、償還のなかった場合には、給付金及び退職金等から未償還元利金相当額を控除及び充当することにより清算する。

④ 借受人が教職員事務センター徴収締切日の翌月応当日までに償還を怠った場合には、その所属長に連絡することがある。それでもなお償還が無く債務不履行が生じた場合もしくは債務不履行の可能性が極めて高い場合は保険事故として扱われ、一般財団法人岐阜県教職員互助会現職互助事業規程細則第９条２項により、契約保険会社へ債権が譲渡されることを承認する。その場合、先ず現職会員給付金及び特別会員給付金を未償還金に充当するために会員資格は喪失する。それにより生ずる給付金が未償還金より上回る場合は、その残額を本人記載の貸付申込書口座に振り込むこととする。

⑤ この貸付について公正証書を作成する必要が生じたときは、いかなる場合でもその要求に応じる。

⑥ この貸付について訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず、一般財団法人岐阜県教職員互助会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

3　他の債務と合わせて、毎月の償還額が、給料月額の１０分の３を超える場合は、貸付申込は出来ない。

＊この様式に記載の情報は、会員貸付管理のためにのみ取得いたします。